

団体・組織の概要

※太枠内、必須事項。その他は、該当する項目を記載してください。

団体/会社名	日本古紙リサイクル研究会		
代表者	町田 正三	担当者	福田 格
所在地	〒101-0041 東京都千代田区神田須田町1-3 日本大昭和板紙8階 TEL:03-5209-0317 FAX:03-5209-0318 E-mail: s.machida@keb.biglobe.ne.jp -		
設立の経緯 ／沿革	過去において製紙会社又は紙加工会社、紙販売会社に定年まで勤務して得た貴重な経験を社会のためにお役に立てることを目指して、平成15年1月に8名の会員で会を結成し現在に至っております。		
団体の目的 ／事業概要	過去の経験を活かして、主に古紙回収に関する調査、古紙回収法の改善についての啓蒙、推進活動を行っています。		
活動・事業実績 (企業の場合は 環境に関する 実績を記入)	<ol style="list-style-type: none"> 平成16年に経済産業省の委託事業として、戸田市役所のご後援を得て「事業所から排出される雑紙(ザツガミ)古紙の効率的な回収・利用システム実証研究」を実施し、報告書を経済産業省に提出しました。 平成17年から18年にかけて「白い紙ひもを使用した古紙回収の事態調査」を実施し報告書に纏めました。この調査により、古紙回収の際に使用する古紙の結束梱包用には、ポリひも使用や紙袋使用に比べて白い紙ひもを使用した方が最も環境に優しく、合理的であるとの確信を得ました 平成18年～19年荒川区の青鳩婦人会さん及と平成19年以降埼玉県戸田市役所環境クリーン推進室さんと共に「白い紙ひもで結束した古紙の回収を戸田市で推進中です。特に平成20年から22年にかけて戸田市の実証テストを応援中です」。 平成20年に古紙の配合未達問題が発生し、環境省の特定調達品目に関する2度のパブリックコメント募集に応募し、上質系古紙の古紙回収システムの不備を指摘し、上質系古紙回収を主とした古紙の品種別リサイクルシステムの構築が必要との御提案を致しました。平成21年には上記を纏めたものを平成20年度のNGO/NPO・企業環境政策提言にご提案申し上げました。さらにその修正版を「ECO JAPAN CUP 2009」に応募致し、御提案致しました。今回は更に集大成として「上質系古紙の回収による古紙の回収率と利用率の乖離の改善による、環境の改善・国産バイオ資源の確保の具体化を目指して」「地球温暖化防止対策に対応した紙のリサイクルシステムの具体化・推進法について」と題してご提案致します、何とか国の政策に取り入れて頂きたいと存じ御提案申し上げる次第です。何卒宜しく願い申し上げます。 		
ホームページ			
設立年月	15年	1月	*認証年月日(法人団体のみ) 年 月 日
資本金/基本財産 (企業・財団)	円	活動事業費/ 売上高(H19)	円
組織	スタッフ/職員数 8名(内専従 名)		
	個人会員 8名	法人会員 名	その他会員(賛助会員等) 名

提言

■政策の分野：循環社会の構築

■政策の手段：制度の整備及び改正、官民の参加推進。

団体名：日本古紙リサイクル研究会

担当者名：福田 格

現在一般家庭からの古紙の分別回収項目に上質系古紙の項目がなく、上質系古紙は、新聞系古紙や雑誌古紙やその他のザツガミとして回収されています。分別項目に上質系古紙、ザツガミ系古紙を新設し、分別項目を上質系古紙、新聞系古紙、ザツガミ系古紙＋段ボール古紙、牛乳パック古紙に改善する共に、紙のリサイクルに係る国民各位の参加及び関係行政の参加による官民一体により、紙の再生に適した古紙に品質を改善する為のシステムの構築とその推進方法をご提案致します。

■キーワード 上質系古紙 紙のリサイクル 古紙の品種別回収 リグニン非含有、含有別回収

① 政策の目的

現在古紙の分別回収項目に上質系古紙の項目がなく、上質系古紙は他の新聞系古紙や雑誌古紙・その他のザツガミ(板紙系)として回収されており、その結果、新聞系古紙、板紙原料古紙は余剰になり、上質系古紙は不足しています。これが古紙の回収率と利用率に乖離が生じた原因と考えます。その改善の為に、分別項目に上質系古紙、ザツガミ系古紙を新設し、新聞系古紙は内容を改善し、これに従来の段ボール古紙、牛乳パック古紙、を加えた新しい分別項目を構築し、各古紙系別(リグニン非含有・含有別)に古紙のリサイクルを行うシステムの構築を御提案します。このリサイクルシステムを具体的に実施するには、リサイクルに係る国民各位の参加により夫々の役目を履行して頂き、分別・選別法や印刷インキの改善など、古紙の再生に最も適した品質に改善をする必要があります。これによって上質系古紙が大量に活用可能になり、乖離問題も解決でき、古紙の配合増により、化学パルプの国内生産量を大幅に節減し、植林木使用の節減とその植林地の環境対策への活用を目的にしています。

(注：リグニンとは、木材に約20～30%含まれる茶色化物質で、木材繊維を相互に接着して木材の強度を維持すると共に、空気や日光に曝された場合木材繊維が傷まないように自ら茶色化して木材繊維を保護する物質です。上質紙原料の晒し化学パルプでは、漂白工程で殆ど除去されて真っ白になっています。上質系古紙は印刷インキが十分に除去されれば白い紙に再生できます。)

② 背景および現状の問題点

現在の古紙の回収法は、長い歴史の中で「ムダの排除、ゴミの活用を基に」自然発生的に成立したものと考えられます。最近ではゴミを減らしたいとの自治体等からの要請もあって、先ず回収の容易さから、新聞古紙に上質系のチラシ古紙も一緒に回収する事、上質系古紙が主体の雑誌古紙に板紙系古紙のザツガミ古紙と一緒に回収する事、等が実施され、雑誌古紙が上質系古紙ではなくなっています。また個人情報保護の重視により、オフィス古紙、文書類古紙、ハガキ古紙などはシュレダーで処理され燃えるゴミになるか板紙原料になっています。古紙配合率未達問題も上質系古紙が集められなかった事が根底にあると考えます。環境・資源対策と上記の改善対策の為に、上質系古紙の回収法を確立し、紙への再生を目的にしたリサイクルを国民各位の参加、関係行政の参加により早急に実施する事が必要であると考えます。

③ 政策の概要

③ - 1. 分別項目の新設及び修正と官民参加による紙の品種別(リグニン非含有、含有別)リサイクルシステムの構築とその推進法について。

一般家庭からの古紙の分別項目に「上質系古紙(リグニン非含有の晒化学パルプで抄造した上質紙主体の古紙)」、「ザツガミ(雑紙)系古紙(リグニン含有、茶色、灰色等の紙袋、紙箱、板紙類、その他雑多な紙類の古紙)」を新設し、「新聞系古紙(リグニン含有)の内容を新聞古紙及び新聞古紙を主体に使用した中質系紙類の古紙」に修正すること。「これについては環境省、経済産業省、地方自治体で修正の決定と周知徹底を行って頂く必要があります。」「地球温暖化防止には全てに優先する課題として待ったなしの高い目標への挑戦が求められていることを先ず明確にした上で」、「リサイクルを構成する国民各位に具体的に参加頂き、各々の役目を実施願う必要があることを周知徹底する事」例えば、印刷製本業には、自身の商品が主体として使用した紙が古紙になった場合、どの分別分類になるかを、記号等で裏表紙等に印刷表示いただくこと。古紙の排出者(消費者)は、その印刷記号を基に古紙を分別・選別すること。どの分別分類になるか判断出来ないものは、ザツガミ系古紙として分別すること(リグニン含有紙が極力上質系古紙に混入する事を防止する為)。印刷業及びプリンターメーカーは脱墨し難いインキの改善を製紙業と協力して実施すると共に、脱墨困難なインキを使用した場合は、ザツガミ系古紙として分別するように表示すること。古紙回収・販売業は、古紙の品質を維持する為に排出者の指導、啓蒙と排出古紙のチェックを実施すること。製紙業は、脱墨法の更なる改善や環境改善効果の早期実現に努めること。古紙排出の大元で分別選別を実施する排出者(消費者)と紙に再生し、環境効果の実現を図る製紙業がこの紙のリサイクルの重要な役目を果たしており、特に製紙業は紙のリサイクルの要として構成員全てと密接なつながりと協力関

係を保ち、リサイクルの維持に努める必要があります。(注 古紙排出者の重要性:古紙は発生源で分別しないと、後工程での分別では多数の人手を要すると共に完全な分別は困難であると思われます。)

③-2. 環境省、自治体、経済産業省の役目

この紙のリサイクルシステムの出発点である、分別項目の新設及び改善、新システムの概要、目的等を国民各位への周知徹底を行なう役割と、次に印刷製本業、古紙回収業等には夫々の役目についての指導や政令等の整備を行なうなどが必要と考えます(地方自治体等での古紙売買の入札制度改善等も含む)。

③-3. 以上のようにシステムの実施には、官民一体で行なう必要があります

④政策に実施主体と全体の仕組み(必要に応じてフローチャートを用いてください)

④-1. 全体の仕組みについては別紙資料1, 2に示します。ご参照ください。

実施を具体的に実効あるものにする対策は別紙資料2. に示すように、国民各位が、従来の古紙の回収に協力するとの立場から自らが構成員になっている紙のリサイクルシステムへの参加と役割分担をするのだとの考え方の革新が必要であると考えます。この紙のリサイクルシステムの特徴はリサイクルに係る国民各位及び所管の行政が各自の担当事項をそれぞれが参画し分担して実施する事にあります。

④-2. 実施方法

④-2-1. 先ず新しい分別項目及び紙のリサイクルシステム構成員の役目と努力目標等の周知徹底の実施(環境省、経済産業省、各地方自治体、の担当)(製紙連合会、古紙回収促進センター、等業界担当)。

④-2-2. モデル地区を(例えば関東地区、東京都等)を設定して、先発的に実施し、問題点の改善を行ない、その結果を踏まえて全国に実施する方法も考えられます。

⑤政策の主体(提携・協力主体の仕組みについてお書きください)

始動は環境省、経済産業省、地方自治体が主になって国民各位にシステムの概要、目的等の周知徹底と推進を御願ひし、具体的な実行はリサイクルの構成員である国民各位(各町内会員、製紙連合会、古紙再生促進センター、印刷産業連合会、等)です。以上の官民一体になっての実施を要すると考えます。

⑥政策の実施により期待される効果(具体的にお書きください)

⑥-1. 化学パルプ用原料木材チップが約386万t/年(乾燥量)節減出来ることが見込まれます。

上質系古紙の回収によって、上質紙への古紙配合が増加可能になり、古紙回収率と利用率の乖離が改善されます。2008年実績では回収率75.1%、利用率61.8%(うち板紙92.8%、紙40.5%)で、**利用率が70%に改善出来れば、古紙の使用量が254万トン/年増加し、古紙使用増加相当の203万トンの化学パルプが節減出来ます。パルプ材用木材チップが386万トン節減可能になります。森林を保護し、素晴らしい環境貢献が見込まれます(植林木1000本=110t/ha/10年とすれば、植林木3509万本/年)、植林地 35万ha(埼玉県の92%に相当)の節減が見込まれ、環境目的に活用・転用が可能になります。このシステムは、諸外国でも活用可能で、膨大な環境効果が期待できます(中国、アジア諸国など)。**

⑥-2. 上質紙系、新聞用紙系、板紙系(ザツガミ系+段ボール系)夫々の古紙のリサイクルシステムを構築する事により、夫々の利用者のリサイクルに係る役目がより明確になることです。リサイクルされる際にどの分別分類になるかの表示や、例えば印刷インクやホットメルトの改善が進め易くなることあげられます。紙への再生では、品種別に品質の改善が出来ることです(例えば、上質系の古紙パルプの白色度の向上、新聞紙の不透明度や嵩の改善、段ボールの白化や灰分の改善などです)。更にリサイクル構成員の役目が明確になることにより、大きな成果を生む可能性があります、例を挙げれば郵便会社によるハガキやオフィス古紙の機密保持回収や、古紙の回収に白い紙ひもで結束梱包する事などが上げられます。

⑥-3. 品種別古紙リサイクルシステム構築によって、古紙の品質及び古紙を配合した上質紙の国際競争力の向上が見込まれます。

⑥-4. 古紙利用率が70%に向上した場合、化学パルプ節減益が304.5億円/年見込まれます。

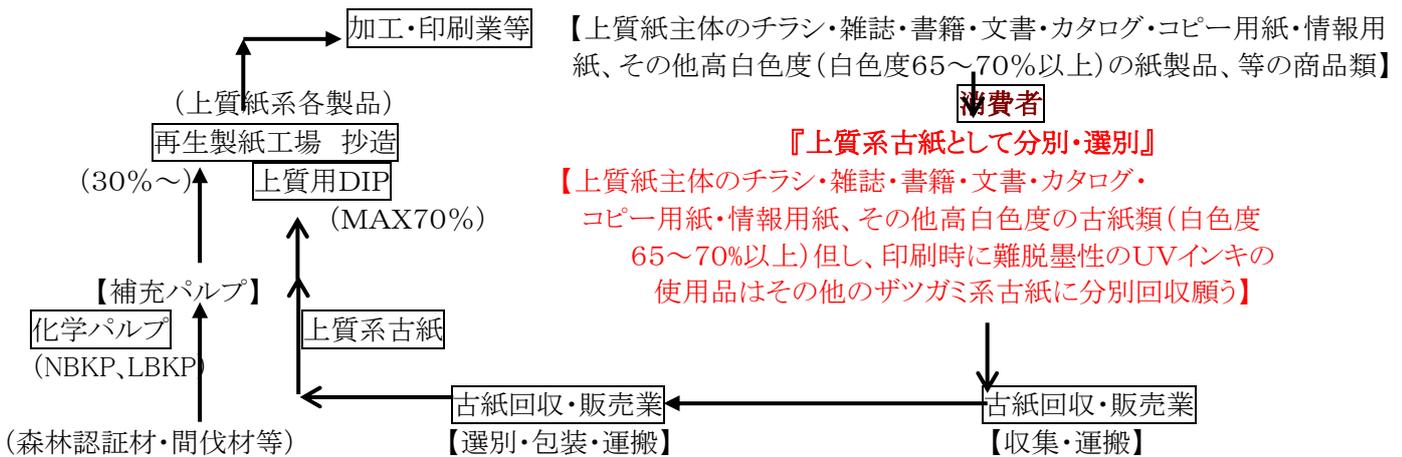
LBKP製造比例費が55円/Kg、上質古紙再生パルプ比例例費が35円/Kg、黒液代替木質エネルギー費用を5円/kgと仮定すれば節減益は304.5億円/年になります。

⑦ その他・特記事項

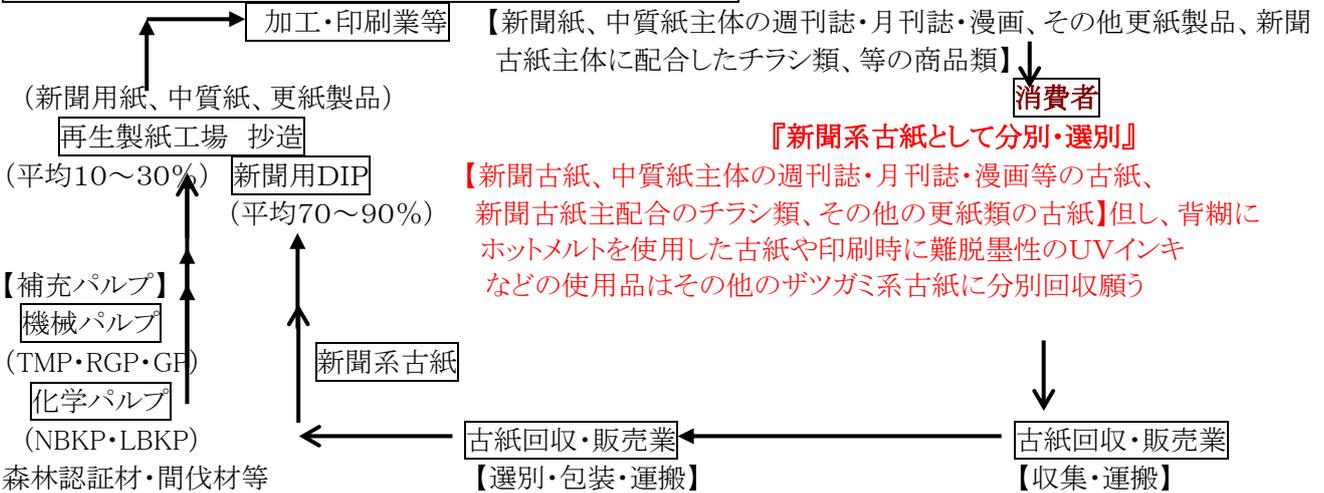
⑥-1. 機密保護を要する古紙のリサイクル(ハガキ古紙、オフィス古紙、等の古紙のリサイクル)については、日本郵便会社など機密保持能力を有する企業での回収システムの構築について、当日本古紙リサイクル研究会の政策提言を本提案とセットで別の表題でご提案致しておりますので、宜しくお取り扱いの程お願い申し上げます。これにより、上質古紙を主体に使用した紙類では、上質系古紙として回収できますし、新聞古紙を主体に使用した紙類では新聞系古紙として回収されます。又ハガキ古紙からハガキ用紙が再生されます。

⑦-2. これまでも上質系古紙の回収システムについてご提案しておりますが、何とか実現のキッカケにでもなればとの思いで集大成として、考え方と具体化法に注力して纏めました。上質系古紙回収の実現に向けて力を貸していただければと存じます。何卒宜しくお願い申し上げます。 以上。

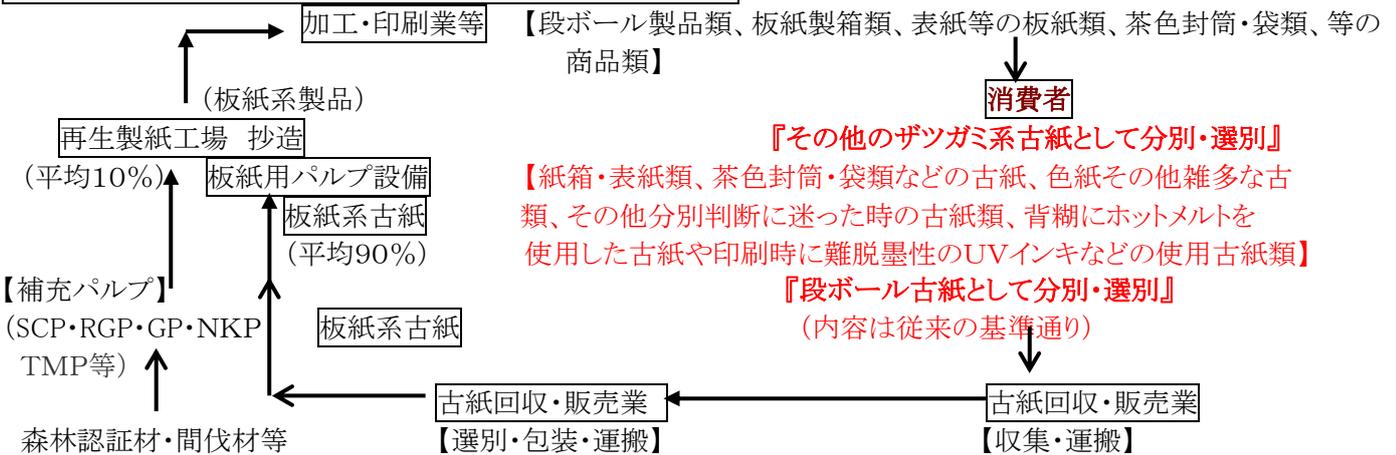
上質系紙類(リグニン非含有、高白系紙)のリサイクルシステム



2. 新聞系紙類(リグニン含有中白系古紙)のリサイクルシステム



3. 板紙系紙類(リグニン含有茶色系古紙)のリサイクルシステム



4. 注意事項

各印刷・製本業の方には雑誌、書籍、文書、カタログ等を古紙として回収する際に、主体に使用した紙がどの分別分類に該当するかについて(又難脱墨性のインキ(UVインキなど)やホットメルトなどの使用の有無等も考慮)、裏表紙等に表示をお願いしたい。表示法は紙マーク同様の方法を環境・経済産業省で設定願う。選別者は選別古紙がどの分別分類になるか判断できない場合はその他のザツガミ古紙として回収願いたい(リグニン含有古紙が上質系に混入する事を防止のため)。尚、段ボール古紙、牛乳パック古紙及び禁忌品基準については、従来の分別基準の通りとし変更しない。